

ごみのポイ捨て・不法投棄は**犯罪**です！

ポイ捨てされているごみのほとんどは、たばこの吸い殻やペットボトル、空き缶など身近にあるものばかりです。ごみはごみ箱に捨てる、家に持ち帰るなど、一人一人のちょっとした心がけで地域はきれいになります。住みよい田村市へのご協力をお願いします。

注意！

ごみのポイ捨て・不法投棄は法律で厳しい罰則が定められています。土地・建物の所有者または管理者は、その場所の清潔を保つように努めるとともに、廃棄物が捨てられたときは、その廃棄物を自らの責任で処理しなければなりません。



☎市民部 生活環境課 ☎81-2272

ごみの野焼き・・それも、**犯罪**です。

野焼き（屋外焼却）の禁止

ごみの屋外焼却、いわゆる野焼きは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で、一部の例外を除き禁止されています。法律に違反すると行為者は5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金（またはその両方）に処せられるとともに、法人の場合は3億円以下の罰金に処せられる両罰規定が定められています。

野焼き禁止の例外

野焼き禁止の例外には、次のものがあります。ただし、該当する場合でもむやみに焼却して良いのではなく、周辺住民などから苦情が生じる場合は例外とならない場合があります。風向きや時間帯によっては、「草木を燃やしているので煙たい」、「洗濯物に臭いが付いて困る」、「体調の悪い人がいるので困る」といったような苦情が多々あります。

屋外焼却の例外行為にあたる場合でもできるだけ最小限にとどめ、資源や原料に活用してください。

- 国または地方自治体はその施設の管理を行うため必要な廃棄物の焼却
(例) 河川管理のために伐採した草木等の焼却
- 震災、風水害、火災、凍霜害その他災害の予防・応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却
(例) 災害時の応急対策、火災予防訓練等
- 風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
(例) どんど焼き等の行事における門松やしめ縄などの焼却
- 農業・林業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
(例) 稲わらの焼却、田畑の畦草の焼却
- 焚き火その他日常生活の焼却であって軽微なもの
(例) 落ち葉焚き、キャンプファイヤー



苦情があった場合には、改善命令や各種の行政指導の対象となりますので、焼却時には燃やすものを乾燥させた上で、風向き・燃やす量・時間帯などにくれぐれも注意して、必要最小限で行ってください。

タイヤやビニール・プラスチック類は、いかなる場合でも焼却しないでください。

なお、消防署への焼却行為の届出制度は、火災予防のためであり、届出によって屋外焼却が認められるものではありません。

以上のことを守り、ごみの適正な処理を行い、自然環境・生活環境が保全されるようご協力をお願いします。

☎市民部 生活環境課 ☎81-2272

Let's Go リサイクル！

もしかして資源ごみを**“もやせるごみ”**にしてない？

資源ごみになるもの…封筒・はがき・包装紙・ミスコピー用紙・パンフレット・ノート・紙袋・菓子箱など
もしかして“もやせるごみ”で出していないですか？

実は紙製のごみはほとんどが資源ごみに出すことができます。

もやせるごみ袋の隣に、空いている段ボール箱（A4サイズがおすすめです）を置いて、紙ごみをその中に入れる。これだけで分別は終わりです。

段ボール箱がいっぱいになったら、ひもやガムテープで中身が出ないように閉じて、紙類の日に収集所へ出してください。

分別することで、「もやせるごみ」の量が減ります。「もやせるごみ袋」が減ったり、小さい「もやせるごみ袋」に変えたりすることでゴミ袋代を節約することができます！

空いている段ボール箱1つで簡単に分別できるこの方法で、Let's Go リサイクル！

みんなで“もやせるごみ”を減らしましょう！



☎市民部 生活環境課 ☎81-2272

新型コロナウイルスなどの感染症対策

家庭での**マスク**などの捨て方

鼻水などが付着したマスクやティッシュのごみを捨てる場合は、次の『ごみの捨て方』に沿って、「ごみに直接触れない」「ごみ袋はしっかりしぼる」「ごみを捨てた後は手を洗う」ことを心がけましょう！

ごみの捨て方

①ごみ箱にごみ袋をかぶせま
す。いっぱいになる前に早め
に②のとおりごみ袋をしぼっ
て封をしましょう。

②マスク等のごみに直接触
れることがないようにしっか
りしぼります。

③ごみを捨てた後は石鹸を
使って、流水で手をよく洗
いましょう。

※万一、ごみが袋の外に触
れた場合は、二重にごみ袋
に入れてください。

『ごみの捨て方』に沿っていただくことで、家族だけでなく、ごみを扱うごみ収集業者の方にとっても、新型コロナウイルスやインフルエンザウイルスなどの感染症対策として有効です。

☎市民部 生活環境課 ☎81-2272